

水害のないまちづくり

# 高床化工事助成のご案内

水害予防のための高床化工事に必要な資金を助成します



杉並区

# 助成制度について

台風や集中豪雨などの降雨により、床上浸水など被害が発生するおそれのある地域を対象に、家屋の浸水被害の防止と軽減を図るため、住宅を高床にする工事費用の一部を助成します。

## 1. 助成対象地域

杉並区水害ハザードマップ(平成31年4月作成)による、浸水した場合に想定される浸水の目安が0.5m以上の箇所を含む街区。

## 2. 助成対象者

助成対象地域内において住宅等（住宅、店舗、事務所及びその他居室を有する用途のもの。ただし、仮設建築物を除く）の高床化工事を行う建築主。

## 3. 助成金の額

### 新築、増改築の場合

住宅等の高床化工事にかかわる高床化部分の床面積に標準工事費単価（下表）を乗じた額の2分の1（千円未満は切り捨て）とする。  
ただし、200万円を限度とする。

標準工事費単価（㎡）

工事内容	単価
木造	77、000円
鉄骨造	64、000円
鉄筋コンクリート造	40、000円



### 揚家の場合

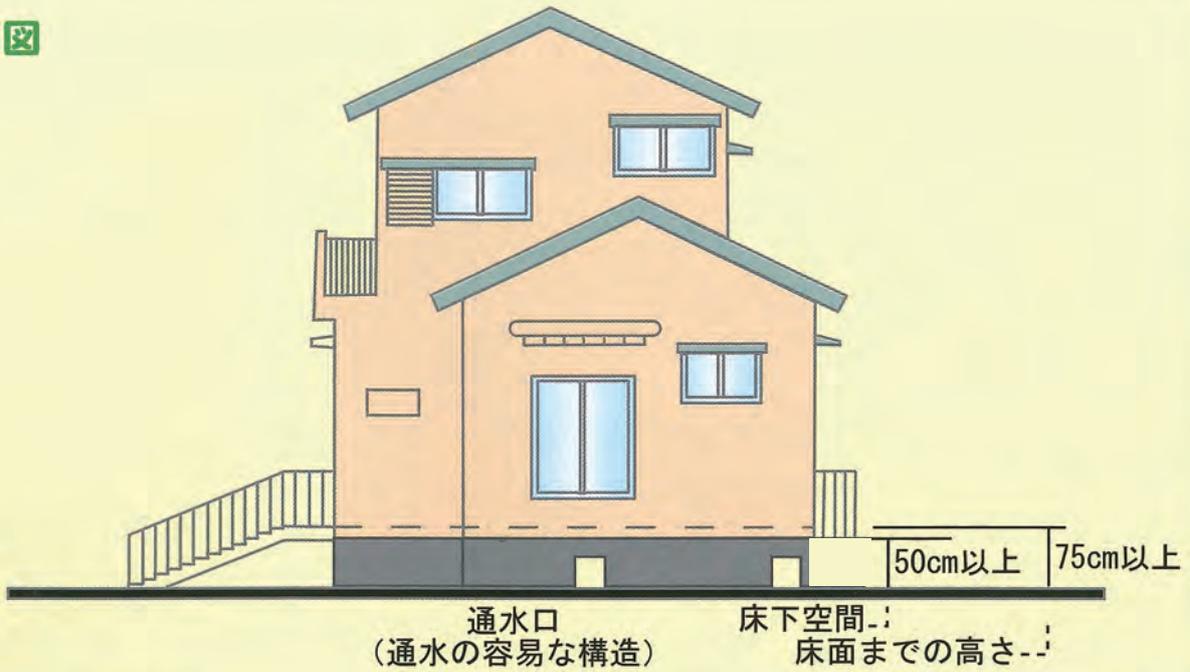
揚家による高床化工事に要した費用の2分の1（千円未満切り捨て）とする。  
ただし、200万円を限度とする。

## 4. 助成対象となる高床化工事基準

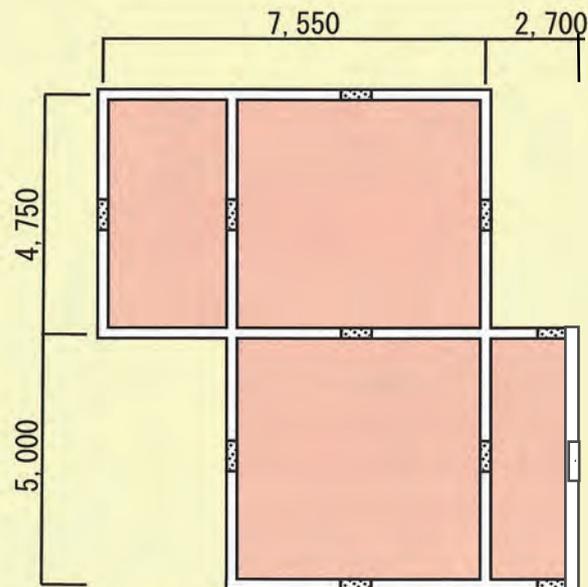
- ①高床の高さは、敷地面から床面まで0.75m以上とする。
- ②床下空間は、0.5m以上確保する。
- ③新築の場合の高床構造はスラブ型式とする。
- ④床下部分は、コンクリート構造などの浸水に耐える構造かつ通水が容易であること。
- ⑤高床の基礎構造分に設ける通水口は、幅50cm以上、高さ25cm以上とする。
- ⑥通水口の開口部は、外周基礎にかかる開口部総延長が、外周基礎延長の10%以上とする。
- ⑦床下部分の通水口は、2又は3方向以上確保すること。
- ⑧建築基準法その他関係法令に適合するものであること。

## 高床化工事の例

立面図



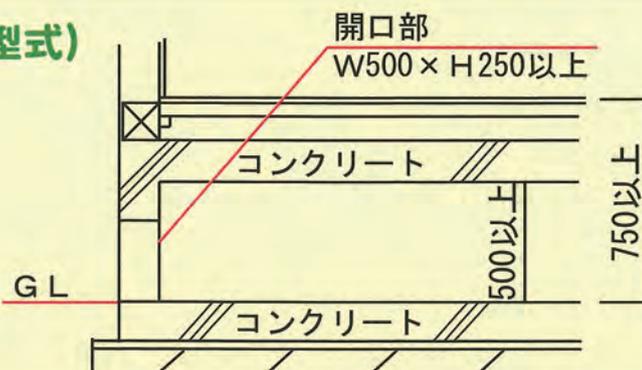
基礎平面図



《設計例》

外周基礎延長	:	40,000
通水口の開口部 (外周)	:	W600 × 8ヶ所 = 4,800
通水口の割合	:	4,800 > 4,000 (40,000 × 0.10)

基礎断面図 (スラブ型式)



## 5. 手続きの手順と必要書類

### 1 事前相談

計画の段階で事前に相談ください。

### 2 認定申請

申請書に、

- ①工事計画図（案内図、配置図、各階平面図、立面図（4面）、基礎伏図、矩計図）
  - ②登記事項証明書（土地、建物）
  - ③承諾書（土地の所有者が申請者と異なる場合）
  - ④住民票又は法人登記事項証明書
  - ⑤住民税納税証明書又は法人事業税納税証明書
  - ⑥見積書（揚家の場合）
  - ⑦建築確認済証（写）
  - ⑧建築確認申請書（写）、設計図書（写）
- を添付して申請して下さい。

### 3 工事着手

区より認定通知書が届いたら工事を始めて下さい。  
（工事写真を撮影して下さい。）

### 4 完了届

工事終了後、完了届を提出してください。  
（完了届に①工事写真②竣工図を添付してください。）

### 5 工事検査

申請者、施工業者、区の三者で確認します。  
（検査に合格した場合は、合格通知書を送付します。）

### 6 助成金の申請・請求



**助成金が申請者の口座に振り込まれます。**

《お問い合わせ》

杉並区都市整備部 土木計画課 土木調整グループ（西棟 4階）

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

TEL(代)3312-2111